

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 江南市立古知野西保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 野村 良次	定員（利用人数）： 140名（124名）	
所在地： 愛知県江南市東野町郷前48番地		
TEL： 0587-56-2021		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 5年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 はな保育		
職員数	常勤職員： 21名	非常勤職員： 8名
専門職員	（園長） 1名	（パート保育士） 4名
	（保育士） 18名	（保育補助等） 4名
	（調理員） 2名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 乳児室1室・遊戯室1室
		保育士室1室・給食室1室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

自分らしく生きる

#### ★基本方針

子どもたちの主体性を尊重し、園での活動を通じて自分自身を好きになり、自分で考え、自分で行動できる子どもになれるよう、支援します。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ①一人ひとりの子どもに丁寧に向き合い、自分らしさを大切に育みます。
- ②すべての活動の主体は「子ども」になるよう子ども自身の生きる力を育みます。
- ③体験することを大切に、体験から得た知識を分かち合い、喜び合います。
- ④思い切り遊び、たくさんのことを学ぶ子どもを育てます。
- ⑤生活に必要なマナーを育みます。
- ⑥保護者の子育てを応援します。
- ⑦自分を大好きな子どもに育てます。
- ⑧すべての命を大切にできる子どもに育てます。
- ⑨「ありがとう」の気持ちを大切にできる子どもに育てます。
- ⑩自分で考え、自分で行動できる子どもに育てます。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 7月15日(契約日) ~ 令和 6年 3月21日(評価確定日) 【令和 5年12月20日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆熱心な進取の姿勢

令和5年4月開設(指定管理者の変更)の園である。評価実施は7月15日からで、運営期間は極めて短く、自己評価が難解であったと、自己評価で述べている。しかし、今回の初回受審の機会に、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」を理解しようとする謙虚で熱心な姿勢を高く評価したい。

##### ◆地域に根付いた園

従前の園が取り組んでいた地域交流を継続している。地域から借り受けた畑で野菜を作ったり、近くの小学校に出かけて小学生と交流したり、老人施設では手紙や歌などを通して交流を図っている。地域に受け入れられた園であり、地域との密着度は極めて強い。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆改善に向けての計画的な取組み

今回の第三者評価の受審では、様々な改善点や課題が抽出された。これらの改善の取組みにあたっては「愛知県福祉サービス第三者評価基準」の「評価の着眼点」及び「目的」「趣旨・解説」を理解の上、改善計画を立案して組織的な取組みを進めることを期待したい。

##### ◆研修計画の策定

指定管理者の変更があって初年度の園であるが、職員間の共通理解を図る機会が限られている。法人では研修計画は策定されているが、自園での研修計画は策定されていないため、マニュアル等を活用した研修の機会を持つとともに、研修計画の策定を通して共通理解を図りたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

的確な評価を得たことにより、いくつかの課題が明確となった。  
それらの課題を一つずつクリアしていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・b・c
＜コメント＞ 「保育理念」や「保育方針」「保育目標」を園のパンフレットの冒頭に掲げている。入園説明会で利用者（保護者）に説明して理解浸透に努めている。今後は、保育室にも掲示して職員への浸透に努めることを期待したい。また、利用者（保護者）へも「園だより」や行事の機会に繰り返し説明することが望ましい。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・b・c
＜コメント＞ 園の利用者推移は、市の園長会で情報を得ている。今後は、園運営に必須である学区の出生数の推移及び事業費推移などを把握し、分析することを期待したい。また、社会福祉事業全体の動向については、業界誌の定期購読を提案する。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・b・c
＜コメント＞ 園長は「法人からの報告で明確にし、経営課題に取り組んでいる」と述べているが、具体的な課題（取り組み）は確認できなかった。園の運営上の課題は、経営者や園長が個人的に把握したり改善するものではなく、園全体の組織的な取り組みとすることを期待する。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・c
＜コメント＞ 「法人からの報告で計画を立てている」と自己評価で述べている。中・長期計画としては、市の指定管理を受けるにあたって提出した計画があるが、具体的に職員に示されているわけではない。次年度以降は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」「保4」の趣旨・解説を参照の上、園長の目指す3年後、5年後の園のあるべき姿を、中・長期計画として示されたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・b・c
＜コメント＞ 「令和5年度事業計画書」は確認できた。しかし、中・長期計画を踏まえたものとは言えない。また、事業計画は、実行可能な数値目標や具体的な成果等を設定しているとは言えない。次年度以降は「愛知県福祉サービス第三者評価基準」「保5」の趣旨・解説を参照の上、取り組むことを期待する。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「保5」で述べた通り「令和5年度事業計画書」は、実行可能な数値目標や具体的な成果等の設定に乏しく、実施状況の把握や評価・見直しの仕組みは確認できなかった。ただし「学期ごとに園長、園長代理、クラス担当、加配担当者と振り返りしている」と自己評価で述べている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「令和5年度事業計画書」の項目である「年間行事」は保護者へ周知している。次年度以降は「保5」の単年度計画の中で、子どもや保護者の興味や関心の高い項目を中心に、分かりやすい資料を作成する等して、周知を図ることを期待したい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 行事は「行事計画」を立案し、実行、成果、反省を繰り返して、保育の質の向上に取り組む仕組みがある。また、職員の資質とスキル向上を目指して、全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使って自己点検を行っている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ b ・ ㉑
<コメント> 今回の自己評価では、第I章、II章は全項目の評価が㉑であり、課題を明確にしていない。したがって、計画的な改善計画は確認できなかった。次年度以降は、自己評価の中から自ら課題を抽出し、加えて今回の第三者評価の結果を踏まえて、計画的な改善計画の策定を提案したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長の職責が、法人の「組織規程」及び「職務権限規程」によって明らかになっている。また、園長不在時に災害等が発生した際には、主任保育士が権限の委任先となり、指揮・命令権を委ねられる。その場合、責任の所在も主任保育士に移行されることが「組織規程」の記述から読み取れる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 「法人の会議で報告を受け、その都度対応している」と自己評価で述べているが、具体的な法令名は確認できなかった。市古知野西保育園指定管理者公募要領の9. 関係法規の遵守が記されている。今後は、指定管理者として、記された関係法規の理解に取れ組むことを期待する。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 「保8」で述べた「行事計画」立案後の実行、成果、反省の繰り返しのサイクルの中で、園長、園長代理の「保育の質の向上に向けた」指導を期待する。また「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の自己評価の結果に対して、園長、園長代理の育成面談の実施を期待する。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 月案は法人が素案を作成している。職員は、内容を確認（修正）することで事務作業の軽減を図っている。個別記録は市の様式に統一して簡素化に努めている。子どもの登降園及び欠席の記録は、配信アプリ「はいチーズ」を運用している。職員の勤怠管理は「ジョブカン」を導入している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 職員の募集、採用は法人が担っている。園では人材確保や定着に向けた施策はしていない。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> いわゆる「トータル人事マネジメント」の考えをあらゆる文書は確認できなかった。目標管理シートや人事評価シートの運用も確認できなかった。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 令和5年4月の開設園であり、安定した運営を目指して「働きやすい職場づくり」に取り組んでいる。一番に「職員とのコミュニケーション」を密にしている。有給休暇の取得率は9割以上である。時間外勤務はほとんど発生していない。産前産後休業制度はある。今後は「就労意向調査」（仮称）や面談記録を残し、職員の意向の把握に努めることを期待する。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ b ・ ㉕
<コメント> 「保15」で述べた通り、総合的な人事管理の仕組みが構築されておらず「期待する人物像」を明確にした職員育成の仕組みを確認できなかった。職員一人ひとりの目標設定、目標水準、目標期限などを明確にした仕組みも確認できなかった。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 単年度事業計画に「研修について」の一文があり、4月に新人研修、施設長研修を記している。また、職員研修は年3回実施するとしている。法人は年4回全体研修を計画しているが、日程が決まり次第メールで研修案内が届く仕組みである。受講者は「研修報告書」を提出している。次年度以降は、研修の意義・目的と共に「職員研修計画」（仮称）を年度始めに策定することを提案する。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 教育・研修は「保18」で述べた通りである。法人案内以外の研修案内は、職員へ回覧している。研修参加は、勤務時間扱いとしている。今後は、職員一人ひとりの「研修履歴」を把握して、研修の重複や、受講者が偏らないように配慮することを提案する。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」は確認できた。「実習の目的」に始まり、実習生受入れ手順、実習後の振返りまで詳細に記している。最後に一番大切な「保育士の仕事のやりがい、すばらしさを伝えることができましたか」として結んでいる。今年度の保育実習生の受入れ実績は1名（12日間）である。		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 今年度（令和5年度）より、市の指定管理者となって園運営にあたっている。したがって、指定管理者として選定されたことは、透明性が確保されている証である。園のホームページは、市が運営・管理している。法人は株式を公開しており、決算情報等は公開されている。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 内部監査を行っており「監査報告書」は確認できた。監査項目は、法令遵守、許認可要件充足の状況、労務管理状況、社内規程類等の運用、準拠状況である。監査結果は文書による指摘事項無しである。現金残高は月末に金種別に帳簿と照合している。小口現金の使途や、物品購入についても「物品購入前伺いと稟議」の仕組みがある。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      従前の園が取り組んでいた地域交流を継続している。具体的には、老人福祉施設を訪問して触れ合いをしている。七夕の竹は、地域住民が積極的に提供してくれる。勤労感謝の日は、畑を借りている人や郵便局で働いている人、警察署で働いている人へ、それぞれプレゼントを届けている。近所の商店へは、子どもが買い物体験に出かけ、交流を深めている。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「保20」で述べた「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」は、文字通り、実習生とボランティアの受け入れマニュアルが一体となっている。具体的なボランティア実績は、中学生、高校生合わせて17名が来園して、子どもと一緒に遊びの体験をしている。また、環境アドバイザーにより、カイコの飼育や稲作の指導を受けている。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      関係機関は、おおよそ社会資源別にグループ分けして一覧表にしてあり、職員室に掲示してある。園開設以降に連携している機関は、児童相談所、保健センター、小学校、消防署などである。今後は、連携した記録を残すことを提案する。また、関係機関の有する「専門機能」を整理して、保護者へ速やかな情報提供ができる体制を構築することを期待する。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      園長が「令和5年度保幼小連携協議会」（テーマ：保幼小の架け橋）に出席して、地域の持つ共通した課題やニーズ把握に努めている。毎週火曜日の10時から11時の間に行っている「園庭開放」の機会に、未就園児の保護者から子育て相談を受けている。「保23」で述べた地域に密着した交流を通じて、福祉ニーズの把握に努めている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      市が未就園児親子を対象として推進している「ほほえみ広場」の会場になっている。「ほほえみ広場」は、園の遊戯室を利用して、年間5回（10時から11時）行っている。内容は、親子で手遊びをしたり、リズム遊び、保護者同士の交流、子育て相談などである。「保26」で述べた「園庭開放」も福祉ニーズに基づいた事業である。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念や基本方針はパンフレットに記載されているが、掲示については確認できなかった。法人で作成された研修計画があり、年に3～4回の研修が計画されている。園独自の計画はなく、園内の研修計画については確認できなかった。外国籍の子どもは5人在籍しているが、翻訳機や市の通訳などを通してコミュニケーションを図ることは出来ている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市で作成されたプライバシー保護についてのマニュアルはあるが、それについての研修の機会は限られており、職員一人ひとりの理解度についても確認する方法は整備されていない。おむつ替えの時にはパーテーションを立てたり、プールの時の着替えの仕方などにも配慮されたりしているが、更なる職員意識の向上に期待したい</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の案内のパンフレットは市役所には置かれているが、それ以外の場所には置かれていない。ホームページでは、写真や図などを用いて分かりやすく掲載しているが、入園時に配付する資料については文字での記載が多いため、写真や図、イラストなどを使用して、さらに分かりやすい資料作りに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時には、市に準じた「しおり」を配付しているが、今年度は移管されて初めての年でもあり、分かりやすさに欠ける部分も見られる。配慮の必要な保護者への説明については、市で作成されたものがある。希望保育時のプリント等は、市に準じて行っており、書面等の保管も行われている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>転園時の引継ぎ文書は、市の様式で作成を行っている。市内の転園時だけでなく、市外の転園時についても希望がある場合には対応をしている。園長、園長代理が窓口となり、いつでも相談することが出来る。保育の終了後の相談については、入園時のパンフレットに記載されている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育参観や運動会、個人懇談会などの行事後に、保護者アンケートを行っている。アンケートの結果については「園だより」などに記載し、保護者にもフィードバックしている。アンケートで把握した結果については、会議で検討して会議録に記載し、改善できるところは改善を図っている。保護者会の開催時には、園長又は園長代理が出席している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みは整備されており、保護者には入園時に配付される「しおり」に記載されている。しかし、掲示等はされておらず、目に触れる機会は少ない。苦情があった場合には苦情内容に関して会議で検討し、記録も保管されている。申し出のあった保護者についてはフィードバックをしているが、公表には至っていない。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          日々の保育の中で保護者と職員とのコミュニケーションが図られ、必要な時には相談を行う体制が出来ている。相談時のスペースの確保等も出来ている。保護者への説明についての文書は、年度始めの「園だより」に記載されるのみで、掲示等は確認できなかった。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          保護者からの意見や相談に対しては、保護者から申し出があった場合には、すぐに園長、園長代理に報告を行い、迅速な対応を心掛けている。相談内容については、子ども個々の記録に記載して共有を図っているが、全職員が把握できているかは確認していない。職員間の「連絡ノート」などを活用して、情報の共有を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          事故についてのマニュアルは、市と法人で作成されており、整備されている。職員による毎朝の園庭の点検や、園内のチェックも行われている。不審者対応については、職員全員が「不審者対応カード」を携帯し、月に1回訓練を行っている。ヒヤリハットについても、各自が記録を提出することで意識の向上につながっている。法人が設置した園内カメラもあり、法人でチェックする仕組みが出来ている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          看護師の配置はなく、何かあった時には園医や市の保健師に確認を行っている。感染症についてのマニュアルは整備されているが、研修の機会はなく、現場ですぐ対応できるような体制にはなっていない。感染症が発生した際には、掲示と共に配信アプリ「はいチーズ」を使って保護者への周知が行われている。保護者へのおたよりには、SIDS（乳幼児突然死症候群）について園医等の記載は確認できなかった。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          災害の発生時には、市からの連絡と共に配信アプリ「はいチーズ」を使って保護者へ連絡できるようになっている。職員の対応体制は整備されているが、職員は配信アプリ「はいチーズ」への登録は無いため、安否確認については携帯電話に頼る方法のみとなっている。小学校への避難を想定し、備蓄品は水のみであった。消防署、警察とは年に1～2回訓練を行い、連携を持つことが出来ている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          法人にて作成されたマニュアル等のファイルは整備されている。パソコンの中に保管されており、ペーパー化されたものは園で1冊保管されているが、パソコンが有効に活用されていないため、職員が直接手元で見る機会は少ない。研修等の機会も少なく、一つひとつを確認する仕組みが出来ていないため、職員がどの程度把握できているのか確認出来ていない。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          法人で作成されたマニュアル等のファイルがあるが、活用されておらず、見直しをするまでには至っていない。ファイルを有効に活用できるような仕組みを作ったり、見直しをする機会を設けたりして、有効に活用できるように期待する。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  年に2回程度の巡回相談や療育の相談の機会がある。専門機関との連携は持っており、障害児に関する協議を行っている。障害児の個別指導計画については、加配の職員が立案しているが、専門機関からのアドバイスは毎月の指導計画に反映されていない。自園に在籍する栄養士や調理員との連携は図られており、食育に関する計画なども作成されている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  指導計画の様式は、法人（はな保育）と、以前の指定管理者（江南短大）との、両方の様式を取り入れたものが使われている。職員によって捉え方や書き方に違いがあり、統一化が図られていないため、今後の見直しを検討している。指導計画が変更された場合には園長に報告し「連絡ノート」で共有する仕組みは定められている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  パソコンは園長、園長代理、事務を含め5台配置されている。パソコンは自由に行うことができるが、指導計画は手書きで作成されており、会議の際にも口頭での伝達となっている。各種のマニュアルは法人のファイルで管理され、パソコンには入っているものの活用されておらず、共有する仕組みが出来ていない。マニュアルについては、職員が手に取りやすいような工夫に期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  記録・保管・保存・廃棄については、法人で整備されている。個人情報のマニュアルは整備されているが、研修等の機会はなく、危機管理意識には個人差も見られる。どの程度把握できているのか確認する機会や方法を見出し、危機管理意識の向上に努めることを期待する。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」は、法人で作成されている。各園にて内容の変更は可能であるが、長時間保育の計画や地域性を踏まえた計画は記載されていない。長時間保育の計画については、法人で年齢ごとの計画が作成されているが、活用されていない。指定管理者が変更になって初年度ということもあり、法人ファイルを活用した園独自の計画等の作成を図りたい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内の施設点検は月1回、園庭は毎朝チェックを行い、玩具の消毒も定期的に行っている。施設が古いため、1・2歳児のトイレは未満児用に作られたトイレではなく、使い勝手に課題は残るが、与えられた環境の中で子どもが心地よく過ごせるよう工夫をしている。古い施設なりに整理整頓を心がけ、更なる安全面を踏まえた環境作りに期待したい。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの受容については、援助の仕方、声掛けの仕方など、職員による差異はみられるが、会議等で情報共有を図っている。会議に参加できない人には「連絡ノート」で伝えているが、職員によって受止め方に違いも見られるため、個別に話をして理解を図っている。日々の保育の中で職員の姿を把握し、更なる保育の向上に期待する。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍以前は、保護者がやっていた荷物の整理なども、今では子どもが自分でするようにしている。子どもが自分から取り組む姿を大切に、子ども一人ひとりに合わせて援助を行っている。保護者には園の様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりしながら、保護者の負担にならないように連携を図っている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度の園内研究で「こどものやりたい遊び」についての「環境」について取り組んでおり、定期的に研究をまとめて記録を残している。環境設定を変えたり実践の中で試したりして、環境についての考察が図られている。近くの幼稚園と一緒にドッチボールをしたり、老人施設にお手紙を出したり、歌を聞いてもらうなど、地域との交流も図られている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者には、配信アプリ「はいチーズ」を通して毎日の様子を伝えており、写真の掲示なども行なっている。担当制の職員により愛着関係も保たれている。0歳児の半数以上は長時間保育を利用しており、園庭で遊んだり、他のクラスで過ごす時間も多く、異年齢との関わりも持っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園庭も園内も広く、探索活動を行う環境は整備されている。1・2歳児が幼児クラスと一緒に園庭で遊んだり、調理員や事務員と関わる機会もある。週に1回程度散歩にも出かけ、地域との関りも持っている。配信アプリ「はいチーズ」を通して、個々の子どもの状況について、保護者との連携が図られている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 3・4・5歳児共に、自分で興味のある遊びを見つけて遊べるように環境を整備している。指導計画に基づいて加配の職員と共に環境を整え、適切に関われるよう配慮している。近くに小学校があることもあり、小学校に散歩に出かけ、1年生との交流を図るなどの連携をしている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 療育相談や保健センター、医療機関などとの連携は持っており、個々に応じて助言や相談をする機会はある。他園の療育相談などの際にも相談する機会はあるが、直接担任や加配の職員が研修に参加する機会に限られている。研修などの場を通して更なる研鑽に期待する。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「全体的な計画」は、法人にて作成されている。しかし「全体的な計画」の中に、長時間保育に関する記載は確認できなかった。年齢別の長時間の計画や異年齢での計画も法人にて作成されており、法人のファイルには入っていたが、園での活用はされていなかった。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 近くに小学校があり、散歩に出かけたり小学校のイベントに参加したりしている。就学时検診の前には、小学校の教師の訪問もあるなど、就学先の学校との連携は持っている。小学校の授業参観に、年長の時のクラス担任の職員が出かけることもある。子どもたちも、就学に向けて「自分の荷物は自分で」など、見通しを持ってるように働きかけている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 看護師の配置はなく、相談する際は園医又は市の保健師に相談を仰いでいる。保健計画は作成されており、マニュアルも法人で作成されているが、研修の機会はなく共有できていない。保護者へのSIDS（乳幼児突然死症候群）に関する情報提供は確認できなかった。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 内科健診、歯科検診共に年に2回実施している。年長児は市の保健センターからの歯科衛生士による歯みがき教室でフッ化物塗布を行っている。保護者には、紙ベースで健診の結果が報告されている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アレルギーのある子どもへの配膳には個別のトレーを使用し、机も決まった机で食べている。顔写真を付けて献立表のチェックを行うなど、複数でチェックして確認を行っている。マニュアルも法人で整備されたものがあるが、振り返る機会が無く共有するための研修は行われていない。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 献立は、園独自で管理栄養士により作成されている。毎日のおやつも手作りおやつであり、献立については子どもたちにも分かりやすいように、赤・黄・緑などの栄養素に関しての掲示もされていた。畑で野菜を栽培し、収穫して給食の食材として利用している。食育計画も作成され、食に関しての取組みも行っている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  マニュアルは法人で整備しており、県の保健所の監査も年に1回行われている。地域の食文化として芋ご飯や鬼まんじゅうを取り入れ、行事食としてはお正月の紅白なますやクリスマスのランチなどを取り入れている。食中毒発生時の体制は整備されているが、職員への周知が十分ではなく、研修等の実施により共有を図りたい。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  保育のねらいは、運動会、保育参観等の際の「クラスだより」に記載しており、保護者が少しでも理解しやすいように努めている。日々の送迎時だけでなく、保育参観や懇談の機会を活用して共有を図っている。相談の内容等が記録されていないので、記録を通して共有することを期待したい。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  未満児クラスは、配信アプリ「はいチーズ」や送迎時には対面で、幼児クラスは、送迎時に今日の様子を伝えるなどしてコミュニケーションを図っている。相談があった際には、園長や園長代理に報告する体制もできており、法人の指導保育士、市の指導保育士とも連携は図られている。相談を受けた際には、記録を残しておくことで次の支援につながるのを、今後は記録をとることを心がけられたい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  虐待に対するマニュアルは整備されており、虐待が疑われる場合には、情報共有して対応を協議する体制は出来ている。マニュアルの整備は出来ているが、研修の機会がなく、職員間での認識には個人差が生じている。職員間で共有する機会などを通して、個々の危機管理意識の向上を図られたい。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の取組みがあり、年に1回振り返りの機会を持つことは出来ている。職員一人ひとりの課題を明確にし、次年度に向けた取組みへとつながるような体制作りを期待したい。</p>		